

## 今後の検討の進め方（案）

【資料 10-S 作 4-4「今後の検討の進め方（案）」からの抜粋】

### ADS-B以外

- ① 「SSRモードS等の無線設備に関する技術的条件」（昭和63年7月電気通信技術審議会一部答申。以下「現行技術基準」という。）の全項目と関連する国際標準の該当規定等とを紐付け、当該規定等の改正履歴等を調査することにより、それぞれの改正の有無／当該理由／改正内容等を検討するとともに、検討期間を設定。
- ② 上記①の検討状況について、本作業班次回（第5回）会合に報告。
- ③ 本作業班を適宜開催。
- ④ 上記の報告内容を、委員会第次々回（11回）会合に報告。
- ⑤ 本作業班を適宜開催。
- ⑥ 本作業班（第X回）会合において、「航空監視システム作業班報告書（案）」を作成。

### MLAT ◀ 追加

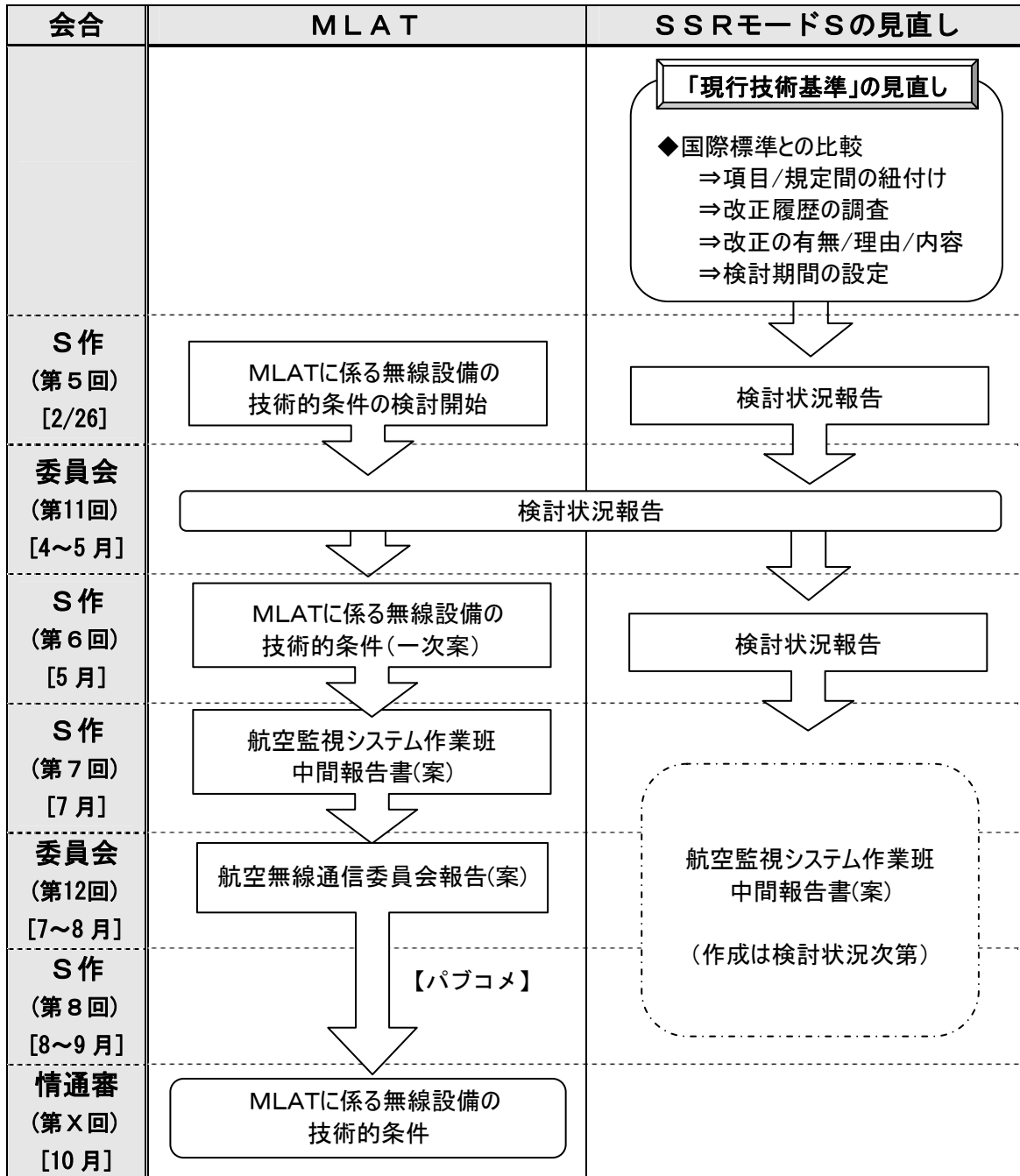
- ① 4月又は5月開催予定の委員会次回（第11回）会合において、「MLATに係る無線設備の技術的条件」についての審議開始を報告。
- ② 5月開催予定の本作業班次回（第6回）会合において、「MLATに係る無線設備の技術的条件（一次案）」について審議。
- ③ 7月開催予定の本作業班次々回（第7回）会合において、「航空監視システム作業班中間報告書（案）」を作成。
- ④ 当該報告書の主構成は、「航空無線通信委員会報告（案）」とし、上記②において審議した「MLATに係る無線設備の技術的条件（案）」を記述するとともに、検討に用いた関連資料等を添付。
- ⑤ 7～8月開催予定の委員会次々回（第12回）会合に「航空無線通信委員会報告（案）」を提出するとともに、当該報告（案）について意見募集（約1か月間のパブリックコメント）を実施。

ADS-B以外

### SSRモードSの見直し

- ① 「SSRモードS等の無線設備に関する技術的条件」（昭和63年7月電気通信技術審議会一部答申）の全項目と関連する国際標準の該当規定等とを紐付け、当該規定等の改正履歴等を調査し、それぞれの改正の有無／当該理由／改正内容等の検討状況について、4月又は5月開催予定の委員会次回（第11回）会合において報告。
- ② 5月に開催予定の本作業班次回（第6回）会合において、上記①の検討状況を報告。
- ③ 本作業班を適宜開催。
- ④ 本作業班（第X回）会合において、「航空監視システム作業班中間報告書（案）」を作成。

【参考】流れ図



(S作：航空監視システム作業班、委員会：航空無線通信委員会  
情通審：情報通信審議会情報通信技術分科会)